令和　　年　　月　　日

　　　　労働基準監督署長　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 事業場名 |  |
| 所在地 |  |
| 代表者職氏名 |  |

遅 延 理 由 書

令和　　年　　月　　日に発生した労働者　　　　　　　　に係る労働災害について、労働者死傷病報告の提出が遅れた理由は、以下のとおりです。

なお、今後は早急に報告を提出いたします。

　理　由

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
| 【参　考】  労働安全衛生規則第九十七条（労働者死傷病報告）  　事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、**遅滞なく**、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。  （以下省略） |